アプリ積金に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は「へきしんアプリ ~スマート管理ぷらす~」(以下「アプリ」といいます。)から開設した碧海信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)の定期積金口座(以下、「この積金」といいます。)に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「定期積金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては定期積金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは定期積金規定に従います。

2. 本人確認

この積金は、お客さまがアプリでの認証に成功した場合に、お客さま本人の有効な意思に基づく真正な依頼内容による申し込みであるものとして、口座開設等のお申し込みを受け付けます。

3. 契約の成立

- (1) この積金は、お客さまがアプリから口座開設のお申し込みをした翌営業日に当金庫が所定の口座開設手続きを完了した時点で、お客さまと当金庫の間に契約が成立するものとします。
- (2) 初回掛金の払込みはお申し込み時にお客さまが指定した口座から、口座開設のお申 し込みをした翌営業日に引落します。口座開設手続きで初回掛金が引落しできない 場合は、お申し込みがなかったものとみなします。

4. 通帳の不発行

この積金は、通帳を発行しません。

5. 契約内容の通知

ご契約内容については、電子メールにて通知いたします。

6. 掛金の払込み

- (1) 掛金の払込みはアプリに登録済のご本人名義の普通預金口座(以下、「振替口座」といいます。)からの自動振替で行います。
- (2) 振替口座の変更、掛込日の変更はできません。
- (3) この積金は、当金庫本支店の窓口およびATMでの払込みを行うことはできません。

7. 満期自動処理

- (1) 満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している場合、この積金は満期日に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額について振替口座に入金します。
- (2) この積金の払込みの遅延により満期日が繰延されている場合であっても、この積金 は満期日(休日の場合、翌営業日)に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全 額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、振替口座に入金し ます。なお、遅延利息は約定の年利回りにより計算します。
- (3) 満期日の前日までに掛金の払込みが完了しなかった場合、満期日(休日の場合、翌 営業日)に解約し、掛込残高相当額と利息相当額の合計金額を振替口座に入金しま す。

8. 中途解約

- (1) この積金は、アプリから満期日前に解約依頼をすることができます。この場合、原 則として解約依頼のあった翌営業日に、掛込残高相当額と利息相当額の合計金額を 振替口座に入金します。
- (2) この積金は、原則として当金庫本支店の窓口で解約することはできません。

9. 計算書の不発行

この積金は、原則として計算書を発行しません。なお、計算書が必要な場合はお取引 店にお申し出ください。

10. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の 事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他 相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上